

LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.279 2022年10月 • 11月号

CONTENTS

1	. 三重	県から	のお	知らせ
	. —=	2715/3	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ハロンヒ

① 三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録企業の募集について	(PDF: 316 KB)
② テレワーク相談窓口について	(PDF: 952 KB)
③ 第2回テレワーク入門研修&交流会について	(PDF: 2,254 KB)
④ こちら労働相談室です	(PDF: 492 KB)
⑤ 過労死等防止対策推進シンポジウムについて	(PDF: 1,839 KB)
6 労働者協同組合法周知フォーラムについて	(PDF: 1.273 KB)

(PDF: 88 KB)

2. 三重県労働委員会事務局からのお知らせ

① 個別労働関係紛争のあっせんのご案内 〜労使トラブルの解決をお手伝いします〜

3. 三重労働局からのお知らせ

① 令和4年度全国労働衛生週間メッセージについて	(PDF: 279 KB)
② 三重県最低賃金が改定されます	(PDF: 121 KB)
③ 物価高騰等を踏まえた業務改善助成金の拡充について	(PDF: 167 KB)
④ 業務改善助成金(通常コース)のご案内	(PDF: 792 KB)
⑤ 業務改善助成金(特例コース)のご案内	(PDF: 807 KB)
⑥ 労働関係法令等オンライン説明会のご案内(令和4年度下半期)	(PDF: 1,348 KB)
⑦ 勤務環境改善のためのオンラインワークショップのご案内	(PDF: 920 KB)
◎ 11月は「労働保険未手続事業―掃強化期間」です	(PDF: 468 KB)
⑨ 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です	(PDF: 189 KB)
⑩ 割増賃金率引上げが中小企業にも適用されます【令和5年4月施行】	(PDF: 148 KB)
⑪ 労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断を実施しましょう	(PDF: 99 KB)
⑩ 職場における新たな化学物質規制が導入されます	(PDF: 1,296 KB)
⑬ 産後パパ育休(出生時育児休業)が10月1日から施行されました!	(PDF: 49 KB)
(4) 三重労働局では育児休業・産後パパ育休特別相談窓口を開設しています!	(PDF: 141 KB)

4. 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

① 三重さんぽセンター産業保健研修会及びメールマガジンの配信、登録について(PDF:358 KB)

*「三重の労働2022年10月・11月号」全ページを一括ダウンロード (PDF: 13,119 KB)

三重県障がい者雇用

登録企業

推進企業ネットワーク

募集!

障がい者雇用に実績のある企業(「応援する企業」)と新たに障がい者雇用を進めたい企業(「応援される企業」)で構成するネットワークです。

- 登録企業のリストを三重県ホームページで公表します。
- ・登録企業は、自社の広告、商品パッケージ等に登録企業であることを表示していただけ ます。
- ・登録企業には月1回、メールマガジンで情報をお届けします。

応援する企業 三重県の障がい者雇用推進にぜひお力を貸してください!

■活動内容

- ・職場見学を希望する県内企業関係者等の受入れ
- 応援される企業等からの障がい者雇用に関する相談に対する助言
- ・職場実習を希望する障がい者の受入れ
- ・県が主催、協賛または後援する障がい者雇用に関する講演会・イベント等での自社の障がい者雇用事 例の紹介、講演
- ・障がい者が制作する商品のアドバイザー、講師の派遣

■登録条件

県内に主たる事務所または事業所を有すること。

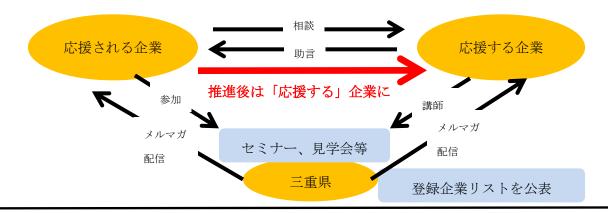
「活動内容」のいずれかに協力いただくとともに、下記の要件を満たしていること。

- ①常用労働者数43.5人以上規模の企業については、過去3年間法定雇用率を満たしていること。
- ②常用労働者数 4 3. 5 人未満規模の企業については、過去 3 年間 1 人以上障がい者を雇用していること。

応援される企業 一緒に障がい者雇用について考えていきましょう!まずは登録を!

■登録条件

- ・県内に主たる事務所または事業所を有すること。
- ・自社における障がい者雇用を進める意思を有していること。



三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録申込書

年 月 日

三重県知事 あて

企業(事業所)名

代表者

三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク登録制度要綱第4条の規定により、下記のとおり申込みます。

0アよ	· 7 o								
区分	希望する区分にレ点 を記入	□ 応援する		生					
	所在地等	<u> </u>	<u> </u>						
企业	事業内容								
業概	連絡担当者名	部課名			職	氏名			
要	連絡先	電話			FAX				
	メールアドレス								
	ホームページアドレス								
	総従業員数								
彩	常用雇用障がい者	身体障がい	者	人(うち重度	人)			
登録	数	知的障がい	者	人(うち重度	人)			
基準		精神障がい	者	人					
準に		発達障がい	者	人	その他	人			
係		合計	人						
る	障がい者実雇用率	:	年	%	年	%	年	%	
事項	(43.5人以上企業)	※労働局に	報告して	ている履	星用率を記	載してくだ	ぎさい。		
75	障がい者雇用数		年	人	年	人	年	人	
	(43.5人未満企業)	,		<u></u>	+	<u> </u>	+		
	※応援する企業に	□職場見学	を希望で	する県	内企業関係	系者等の	受入れ		
H.	ついて、応援が可能 な内容全てにレ点を	□障がい者	雇用を済	進めよ	うとしてい	ハる企業	からの相	談に対す	る助
応援	記入	言	♪ メ 台	トッ 7次	w + o	可する			
内		□職場実習					≓∏),, BE	・トッキック	^
容		□県が主催			俊援するP 障がい者P				芸•
				•	品のアドル				
	※応援される企業に		<u> </u>) (D) [H]	HH · > /		TI11H-14 - >	<i>// ()</i>	
7	ついて、応援してほ								
その	しい内容								
他									

※総従業員数、常用雇用障がい者数は、貴事業所で現在雇用している人数をご記入ください。

Facebook でも 情報発信中!

事前予約制

~ ご一緒に出来ることを考えてみませんか ~

テレワークに関する様々なご相談にお応えします。

テレクーク相談窓口

※本事業は、三重県からの委託を受け、株式会社タスクール Plus が運営しています。

令和 4年6月30日~令和5年3月10日までの平日

※祝祭休日および令和4年12月29日~令和5年1月3日を除く

労務管理

システム導入

助成金

各種セミナーなど

相談受付日時

令和4年6月30日~令和5年3月10日までの平日 9時から17時まで(12時から13時までを除く)

対 象

三重県内に本社または主たる事業所のある中小企業 および小規模企業等の経営層、テレワーク推進担当者等

相談内容例

- ・テレワークの導入・実施時の労務管理についてのアドバイス
- ・テレワーク導入に関する助成金活用やシステム導入等の情報提供
- ・テレワーク導入に関する各種セミナーの案内

相談先

株式会社 タスクール Plus 三重営業所 (津市栄町 2-209 セキゴン第 2 ビル 2 階)

相談予約 受付方法 Web フォーム 右記コードよりお申し込みください

お電話

059-271-8605

メール

mieken.hataraki@task-school.com



相談までの流れ

0

予約

2

事務局で アドバイザーとマッチング 3

相談者様へ日時と相談方法 (事務所・WEB・電話)と アドバイザーのご案内 4

相談当日

アドバイザー



社会保険労務士 高原祥子 氏



中小企業診断士 石崎一之進 氏



行政書士 鷲尾みどり氏



中小企業診断士 鷲尾裕二氏



特定社会保険労務士 菊地達喜 氏



中小企業診断士 社会保険労務士 森島大吾 氏

このほかにも、中小企業診断 士、社会保険労務士、行政書士 など経験豊富なアドバイザー が、相談者様に寄り添ったご 相談対応を実施いたします。



事業力向上・働き方改革・従業員の満足度を上げる! 「テレワークを活用したこれからの会社経営とは」

これからテレワークを導入したいと考えている経営者層向けに、従業員の満足度を上げるためのテレワークの上手な 活用事例などについてお話しします。また、テレワークツールの実践的な使い方と利便性を体験していただきます。

2022年10月18日火

13:30~15:30

令和4年10月12日(水)まで

三重県総合文化センター 視聴覚室/zoomでのオンライン配信 〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234

開催形式

会場とオンラインのハイブリッド形式

会場30名・オンライン50名(いずれも先着順)

三重県内の企業の経営者層、人事総務担当者、 働き方改革担当者等



【第1部】13:30~

テレワークはじめてガイド視聴(約20分) 研修(40分)・質疑(10分)

【第2部】

テレワークツールの 実践体験(20分)

【第3部】15:10~

IT 関連事業者、シェアオフィスやコワーキングスペースを運営する事業者等 既にテレワークを導入している企業等との交流会



中 園 英 樹 株式会社パソナ

【専門分野】働き方改革、テレワーク導入支援・活用推進/人材・教育研修・就労支援及び労務管理・人事制度企画・ER等の コンサルティング/プロジェクトマネジメント及びトータルサポート他

【略歴・資格・実績】株式会社パソナグループ人事部にて14年間、当社及びグループ各社の採用研修・労務管理・人事制度企画・ ER等の責任者を歴任。現在は、東海エリアの官公庁・自治体及び大学法人の委託事業を新規事業企画・立ち上げ から運営まで担当するほか、プロジェクトマネージャとして、企画立案、運営支援や業務改善等の実績を持つ。

お申し込みはメール・FAXまたは専用フォームにて受付 【申込期限:令和4年10月12日(水)まで】

メール

件名に「第2回テレワーク入門研修希望」 本文に①企業名

- ②参加者の部署・役職・お名前(ふりがな)
- ③参加者のメールアドレス
- ④電話番号(代表)
- ⑤参加方法(会場/オンライン)を 必ずご記入ください。

E-mail maekawa-k@gotop.co.jp

FAX

下記の FAX 申込書にご記入 の上、このチラシを FAX で ご送信ください。

FAX 0598-20-2887





FAX申込書 記入欄

研修の詳細やオンライン参加のURLを送付するため、メールアドレスを 必ずご記載ください。ご記載いただけない場合は参加できませんので 予めご承知おき願います。

企業名						
	部署	役職	お名前(ふりがな)		E-mail	
┃ 参加者①						
	ご希望の参加方法	去をお選びください		第1部	(研修会)のみ参加	□ 第2部(体験)のみ参加
	□会場での参加	□ コンライン(2	zoomでの参加)]第3部	(交流会)のみ参加	□ すべて参加
	部署	役職	お名前(ふりがな)		E-mail	
┃ 参加者②						
	ご希望の参加方法	去をお選びください		第1部	(研修会)のみ参加	□ 第2部(体験)のみ参加
	□ 会場での参加	□ □ オンライン(z	zoomでの参加)	第3部	(交流会)のみ参加	□ すべて参加
	部署	役職	お名前(ふりがな)		E-mail	
4 1-40						
参加者③						

※ご記入いただいた個人情報は、本事業の利用目的のみに使用し、第三者に提供することはございません。 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催形式を変更させていただく場合がございます。

□ 会場での参加 □ オンライン(zoomでの参加)

ご希望の参加方法をお選びください

テレワーク入門研修&交流会 開催日・テーマ

ご連絡先

2022年8月24日水

ウィ. 受付終了しました ナに

~テレワーク推進の鍵は良質な コミュニケーションとマネジメント~ 第2回

2022年10月18日後

事業力向上・働き方改革・ 従業員の満足度を上げる! 「テレワークを活用した これからの会社経営とは」

第3回

2022年12月22日朱

テレワーク導入からIT化、 DX推進までのステップについて ~テレワークとIT化、DX推進の違いと それぞれのメリット等~

2023年 2月10日 金

経営者や実務担当者の皆様が 気になる労務管理ポイント 「就業規則やテレワーク勤務規定作成の ポイント」「人事評価の考え方」や 「コミュニケーション」など

お問い合わせ先(受付時間は平日9:00 から17:00 まで)

株式会社ゴートップ 担当:前川

TEL 0598-20-2880 FAX 0598-20-2887 E-mail maekawa-k@gotop.co.jp

□ 第1部(研修会)のみ参加 □ 第2部(体験)のみ参加

□ 第3部(交流会)のみ参加 □ すべて参加

である。一般の一般を表現を表現します。

突然、解雇を言い渡された!

賃金、残業代を 支払って<u>もら</u>えない…



パートだけど 年休ってあるの? なかなか休めない!!



労働者の方や事業主からの

労働問題に関する困りごとに相談員がお答えします。

1人で悩まずに お気軽に 相談ください



弁護士相談 (予約制)も 行っています

相談無料

相談内容など個人の 秘密は守られますので ご安心ください。

\まずはこちらへお電話を

059-213-8290

059-224-3110





相談時間

弁護士相談

月·水·金曜日 午前9:00~午後5:00 毎月第2金曜日

火•木曜日 午後1:00~午後4:00

※2日前までに予約が必要です

ポト新ル語。 (Português)

スペイン語の通訳 (Español)

月~金曜日

午前9:00~午後4:30

※電話相談に通訳を交えた 3者通話で対応します



※但し、祝日、年末年始は除きます。

午前9:00~午後7:00

労働相談(電話・面接)

※Eメールでの相談は『労働相談メール受付窓口』(https://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/40630012929.html) 若しくは、info@mie-kinfukukyo.or.jpへ直接必要事項を記載し送信してください。

お問い合わせ

三重県労働相談室 ﹝重鳳の機関です﹞

三重県津市栄町1丁目891三重県勤労者福祉会館1F

県内の主な労働相談・職業相談・職業紹介 窓口一覧

相談時間・機関名・電話番号等 名 称・相談内容 *原則、休祝日及び年末年始は休みです。 【名称】 相談時間:月曜~金曜 9:30~16:30 総合労働相談コーナー 電話番号·所在地 (三重労働局、四日市、津、松阪、伊勢、 三重労働局 Tel.059-226-2110 津市島崎町327-2(三重労働局雇用環境·均等室内) 伊賀、熊野) 四日市 Tel059-351-1662 四日市市新正2-5-23(四日市労働基準監督署内) ※電話相談可 TeLO59-291-6788 津市島崎町327-2(津労働基準監督署内) 津 松 Tel0598-51-0015 松阪市高町493-6(松阪労働基準監督署内) 【相談内容】 伊 TeLO596-28-2164 伊勢市船江1-12-16(伊勢労働基準監督署内) 労働相談全般 伊 賀 TeLO595-21-0802 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3(伊賀労働基準監督署内) 能 野 TeLO597-85-2277 熊野市井戸町672-3(熊野労働基準監督署内) 【名称】 相談時間:月曜~金曜 8:30~17:15 ハローワーク (桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、 電話番号·所在地 伊賀、尾鷲、熊野) ハローワーク桑 名 TeL0594-22-5141 桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1階 ハローワーク四日市 TEL059-353-5566 四日市市本町3-95 【相談内容】 鈴鹿市神戸9-13-3 ハローワーク鈴 鹿 16059-382-8609 職業相談・職業紹介 ハローワーク 津 TEL059-228-9161 津市島崎町327-1 《対象:一般、障がい者、高年齢者など ハローワーク松 阪 Tel0598-51-0860 松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階 全般》 ハローワーク伊 Tel0596-27-8609 勢 伊勢市岡本1-1-17 ハローワーク伊 賀 Tel0595-21-3221 伊賀市四十九町3074-2 ハローワーク尾 鷲 Tel0597-22-0327 尾鷲市林町2-35 ハローワーク熊 野 TeLO597-89-5351 熊野市井戸町赤坂739-3 *ハローワーク津では、在職中の方を対象とした職業紹介・職業相談を以下の時間で追加実 施しています。 毎月曜日・水曜日 17:15~18:00 (受付は17:45まで) 第1·第3土曜日 10:00~17:00 (受付は16:45まで) 【名称】 【法テラスサポートダイヤル】 日本司法支援センター三重地方事務所 相談時間(情報提供):月曜~金曜 9:00~21:00 (法テラス三重) 土曜日 9:00~17:00 電話番号:0570-078374 【相談内容】 ・情報提供(解決に役立つ情報提供や適 【法テラス三重地方事務所】 切な相談窓口のご紹介) 相談時間(情報提供):月曜~金曜 10:00~12:00 13:00~16:00 ・民事法律扶助制度(資力要件あり)に 電話番号:0570-078344 (IP電話をご利用の方:050-3383-5470) よる無料法律相談 相談時間(民事法律扶助相談)※お問い合わせください(事前予約制) 予約受付時間:月曜~金曜 9:00~17:00 所在地 :津市丸之内34-5 津中央ビル6階 【名称】 みえ新卒応援ハローワーク 相談時間:月曜~金曜 9:00~18:00 【相談内容】 電話番号:059-229-9591 就職相談・職業紹介 所在地 :津市羽所町700 アスト津3階(おしごと広場みえ内) 《対象:学卒予定者、学卒未就職者、 若者(おおむね45歳未満の方)》 【名称】 おしごと広場みえ 相談時間:月曜~金曜 9:00~18:00 【相談内容】 第3土曜日 11:00~17:00 就職情報提供・適職診断・就職に役立つ 電話番号:059-222-3309 セミナー等の開催・キャリアカウンセリ 所在地 :津市羽所町700 アスト津3階 ング・模擬面接(オンライン(Zoom) による対応も可能) ※就職氷河期世代再チャレンジ応援窓口「マイチャレ三重」も開設しています。 《対象:大学·短大·専門学校等在学者、 相談時間:月曜~金曜 9:00~18:00 34歳以下の若年者の方、安定した就職 第1・第3土曜日 11:00~17:00 を目指す方、働きたい女性の方、就職 電話番号:059-222-3309 氷河期世代(概ね35歳から50歳)の 方、およびその家族》

三重会場

毎

年 11

月 は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、 健康で充実して 働き続けることのできる

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の 労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が 損なわれ深刻な社会問題となっています。 本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方の ご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、

2022年11月21日(月)

13:30~16:00 (受付13:00~)

防止対策について探ります。

会場 **定員120名**(収容人数:270名)

津市アストプラザ 4F アストホール

(津市羽所町700番地 アスト津)

基調講演

「メンタルヘルスと働き方改革」

慶應義塾大学商学部 教授 山本 勲氏

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い実施いたします。感染拡大の状況により、開催方法が変更<mark>になる場合や、参加者数を制限</mark>するなど、 規模を縮小して実施する場合があります。最新の情報は特設ホームページにてご確認ください。なお、参加には事前申し込みが必要です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

主催:厚生労働省 後援:三重県

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議



二次元バーコードを 読み込んで下さい。

三重会場

[三重労働局からの報告]

[基調講演]

「メンタルヘルスと働き方改革」

山本 勲氏(慶應義塾大学商学部 教授)

[過労死遺族の声]

「息子の過労死から過労死防止を願う」

西垣 迪世 さん (兵庫過労死を考える家族の会)

会場のご案内

(**定員120名**(収容人数:270名)

津市アストプラザ 4F アストホール

(津市羽所町700番地 アスト津)

·近鉄、JR「津駅」下車、東改札口を出て左へ徒歩1分

参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。 尚、定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。

●Webからの申し込み∶

- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

津偕楽公園

三重県庁●



https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

- ●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 **FAX番号 052-915-1523**
- ●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

上次元バーコードを読み込んで下さい

過労死等防止対策推進シンポジウム[参加申込書]							
□ 経営者 [□に √ をお願いいたします。 □ 会社員 □ 公務員 □ 団体職員 務士 □ パート・アルバイト □ 学生	□ 教職員□ 医療関係者□ 過労死等の当事者・家族	□ 弁護士				
お名前 5名以上のお申込みは、 別紙(様式自由)にて FAXしてください。	ふりがな ふりがな	ふりがな ふりがな					
連絡先	●TEL: ●F ●E-mail:	AX:					
企業·団体名	Them.						

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への 情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。



ブラウン大学経済学部大学院博士課程修了(経済学博士) 1995~2007年 日本銀行

2007年 慶應義塾大学商学部准教授を経て現職 専門は労働経済学

[主な著作]

『労働時間の経済分析:超高齢社会の働き方を展望する』 (共著 日本経済新聞出版社

2014年 第57回日経・経済図書文化賞受賞)

電 話: 20570-070-072

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp



でと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health Jahour and Welfar

中部ブロック

10

型

E

0

(E)

労働者協同組合法」が お 同 組 合 法 周 知 フ オ ー ラ ム 11 6 時間 14:00-16:30

(愛知県名古屋市北区名城 2-4-1)

プログラム

挨 拶 水野嘉郎(厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室 室長)

日髙啓視(愛知県労働局 局長)

◎ 基調講演 朝倉美江(金城学院大学教授)

「幸せをつくる協同労働

―新しい働き方と地域づくり」

藤井恵里(ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン 代表)

「関係団体から見た

労働者協同組合法の概要とポイント」

事例紹介リレートーク

「労働者協同組合法をどう活用し何を目指すのか」

・ワーカーズコープ・センター事業団富山北部事業所 ・愛知県高齢者生活協同組合ケアセンターほみ

・一般社団法人あいち多胎ネット

・特定非営利活動法人わっぱの会

◎ 閉 会 挨 拶 古村伸宏(日本労働者協同組合連合会 理事長)

お願い

117

ソーシャルディスタンスを確保するため、会場が 定員に達した場合、オンライン視聴をお願いする ことがあります。また感染拡大の状況によりオン ラインのみの開催となる場合がございます。

11/

新型コロナウイルス感染症感染防止対策として ◎ マスク等の着用をお願いします。

, ◎ 発熱のある方は入場できません。

※対面及びオンライン開催(ZOOM)

共 催: 厚生労働省、愛知県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県 岐阜県、静岡県、三重県

協 力: 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン

11/

| 労働者協同組合法とは |



労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら地域の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

労働者協同組合により、介護、子育て、地域づくり関連など幅 広い事業が行われることが考えられ、多様な事業分野で、新しい 働き方を実現することができます。

|会場案内|

名古屋造形大学ホール

愛知県名古屋市北区名城 2-4-1

【交通案内】

- 地下鉄名城線名城公園駅 2番出口よりすぐ
- ※会場に駐車場はございません。 お車でお越しの際は、近隣のコインパーキングをご利用ください。



|お申込み| | 申込締切 2022 年 11 月 4 日 (金)

● 特設サイトからお申込みください。

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/forum_chubu

知りたい!労働者協同組合法 厚生労働省



【オンライン参加の方】



● 開催前日までに、お申込み時に入力したメールアドレスに「Zoom 参加用 URL」をご案内します。

Q

◎ 万一「Zoom 参加用 URL」が届かない場合、以下のお問合せ先までご連絡ください。

|お問合せ |

労働者協同組合法相談窓O(平日 9:00-17:00) 電話対応 0120-237-297



個別労働関係紛争のあっせんのご案内

~労使トラブルの解決をお手伝いします~

労使関係でお困りの方を支援します!!

● 個別労働関係紛争のあっせんとは

個々の労働者と会社との間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

● 例えば、こんな時に利用できます!

労働者の方

- ・事前に説明もなく突然解雇された。
- ・突然時給が引き下げられた。
- ·パワハラやセクハラを受けた。
- ・アルバイトを辞めさせてもらえない。
- ・ミスによる損害の賠償を求められた。

使用者の方

- ・経営上の理由から、事前に十分説明し 配置転換を命じたが、理由もなく拒否 されている。
- ・労働条件について従業員との話し合い がまとまらない。

● ご利用方法

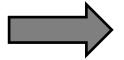
まずは、三重県労働相談室にご相談ください。ご相談の内容に応じて適切なサポートを行い、労働委員会のあっせんの受付も行います。労働相談室及び労働委員会のご利用は無料です!

あっせんの受付

事務の委任

あっせんの実施

労働相談室



労働委員会

経験豊富な専門の相談員が詳しく お話を伺い、制度の案内や関係機関 の紹介など、解決に向けたアドバイ スを行います。 労使間での解決が困難な時、3名のあっせん員が公平・中立な立場から調整を行い、話し合いを促進することで、円満解決へのお手伝いをします。(労働者側・使用者側・第三者の性格を持つ公益側から各1名が、あっせんを担当します。)

~問い合わせ先~

- 三重県労働相談室(相談・申請窓口) TEL:059-213-8290 <※多言語対応> (〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階)
- 三重県労働委員会事務局(あっせんに関すること) TEL:059-224-3033 FAX:059-224-3053 (〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階)

令和4年度(第73回)

全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 金尾文敬

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で73回目を迎えます。

本年度は

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンとして展開されます。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況をみると、三重県で働く一般労働者の年間総実 労働時間は、依然として、2,000時間前後で推移し、昨年度も、脳・心臓疾患事案で 1件、精神障害事案で11件が労災認定されています。

また、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、中規模事業場以上(労働者数50人以上)で9割を超えているものの、小規模事業場(労働者数50人未満)では6割にとどまっています。

さらに、職業性疾病(新型コロナウイルス感染症のり患者を除く。)は、腰痛が全体の7割程度を占め、そのうち60歳以上の高年齢労働者が占める割合は増加傾向にあります。

なお、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上の労働災害は、事業場内での大規模な集団感染事案が発生しており、本年7月末時点で551人(令和3年は一年間で408人)と急増しています。

このような状況を踏まえ、長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策の推進、高齢者が安心して安全に働けるよう健康づくりの推進、がんや脳・心臓疾患などの治療と仕事を両立できる環境の整備とともに、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した新型コロナウイルス感染予防対策の継続が求められています。

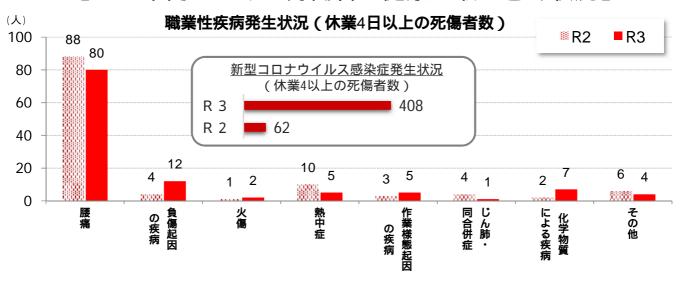
皆様方におかれましては、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な 労働衛生活動を展開し、すべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けるこ とができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。



令和4年度(第73回)全国労働衛生週間期 間 令和4年10月1日~10月7日 準備期間 令和4年9月1日~9月30日

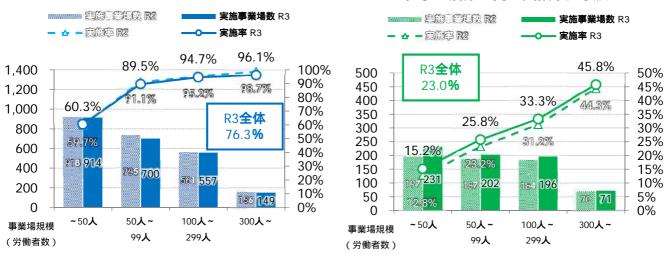


【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】



メンタルヘルス対策取組状況

仕事と治療の両立支援取組状況



労働衛生に関するお知らせ

職場における「労働衛生基準」が変わりました

事務所における照度、職場に設置するトイレ(便所)の設置基準などが見直されました。

化学物質規制の仕組みが変わります

規制対象物質が拡大されるとともに、リスクアセスメント実施を義務化とし、リスク評価に基づき「自立的な管理」によるばく露低減措置などが必要となります。

建築物等解体工事における石綿ばく露防止のための措置が強化されました

本年4月から、一定規模以上の建築物や工作物の解体を行う場合、事前調査の結果等の報告が義務がとなりました。

詳しくは、**「三重労働局 労働衛生特設ページ」**をご覧ください https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudoueisei.html

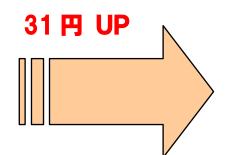


検索



三重県最低賃金が改定されます。

時間額 902 円



令和4年10月1日から

時間額

933円



必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も。

ウェブでチェック!

最低賃金制度

検索

スマホでチェック!



* お問い合わせは三重労働局労働基準部賃金室 TELO59-226-2108へ

物価高騰等を踏まえた業務改善助成金の拡充について

令和4年9月1日から制度の拡充が行われました。<u>拡充の概要は以下のとおりです。</u> 事業場内の最低賃金の引上げへの対応に活用をご検討ください!

原材料費等の高騰の影響を受けている事業者への支援

	特例の対象事業者	対象経費
現行	新型コロナウイルス感染症の影響により、 売上高等が、前年等に比べ30%以上減少している 事業者	定員11 人以上の自動車、 貨物自動車、パソコン等 の端末及び周辺機器
	特例の対象事業者	対象経費
拡充	コロナの影響により売上高等が15%以上減少した 事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外 的要因により <u>利益率が3%ポイント以上低下</u> した事 業者	定員7人以上 <mark>又は200 万円以下</mark> の自動車、貨物 自動車、パソコン等の端 未及び周辺機器

旦瓜恁会が担か的に	/氏/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	2 車坐本への士怪
最低賃金が相対的に	低い地域にのりる	9 事業有八の又抜

現	行			拡充	
900円 未満	900円 以上	$ \mathcal{L} $	870円 未満	870円以上 920円未満	920円 以上
4/5 (9/10)	3/4 (4/5)	4	9/10	4/5	3/4
			5, 10	(9/10)	(4/5)

- ()内は生産性要件を満たした事業者の場合
- ※ 上記通常コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。

	対象事業者	対象経費
現 行	新型コロナウイルス感染症の影響により、 売上高等が、前年等に比へ30%以上減少している 事業者	(定員11人以上の自動車・P C 等に加え) 「関連する経費」 (※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限る)
	対象事業者	対象経費
拡充	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外 的要因により <u>利益率が5%ポイント以上低下</u> した事 業者	(定員7人以上又は200 万円以下の自動車・PC 等に加え)「関連する経 費」 (※業務改善計画全体と して生産性向上が認められる場合に限る)



※ 上記特例コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。

<助成金の申請先> 三重労働局雇用環境・均等室です。

☎ 059-226-2110 〒514-8524 三重県津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階

<助成金の問合せ先> 業務改善助成金コールセンターです。

☎ 0120-366-440 (受付時間 平日:8:30~17:00)

<働き方改革に関する専門家派遣・相談等支援事業> 無料相談窓口です! 三重働き方改革推進支援センターに、お気軽にお問い合わせください。

☎電話

フリーダ イヤル 0120-111-417 固定電話 059-271-5668 **山** ファックス 059-271-6654

E-mail miec@task-work.com

ホームページ

https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/mie.html

〒514-0004 三重県津市栄町2-209セキゴン 第二ビル2階 (株)タスクールPlus 【令和4年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(厚生労働省三重労働局委託事業)】

最低賃金	時間額	適用労働者の範囲
三重県最低賃金 令和4年10月1日から	933円	三重県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、特定最低賃金が適用される労働者を除き ます。

業務改善助成金(通常コース)のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金(通常コース)は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

事業内最低賃金引き上げ



設備投資等 機械設備、コンサルティング 導入、人材育成・教育訓練



費用の一部 を助成

原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご 活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者に特例が適用されます 新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加

「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により**利益率*が前年同月に比べ3%ポイント以上低下**した事業者」を特例の対象事業者に追加します。

※売上高総利益率または売上高営業利益率(申請前3か月のうちの任意の1か月の 総利益または営業利益の金額を売上高で除した率)

(b) 売上高等が減少している 事業者の要件緩和 「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者!の要件を緩和します。

・売り上げ減少幅 : 「30%」→**「15%」**

・売上高の比較対象期間: 「2年前まで」→「3年前まで」

(c) 助成上限区分の緩和

(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分を利用できます。

(d) 助成対象経費の要件緩和

特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。

「定員11人以上」→**「定員7人以上又は車両本体価格200万 円以下**」

2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低 賃金	助 成 率	生産性*要件を 満たした事業者 の助成率
900円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10



事業場内最低 賃金	助成率	生産性*要件を 満たした事業者 の助成率
920円以上	3/4	4/5
870円以上	4/5	9/10
920円未満	., 3	. 9/10 !

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も**賃 金引き上げ労働者数10人以上**の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画 などを事業場所在地を管轄 する都道府県労働局に提出

審査・ 交付決定 交付決定後、提出 した計画に沿って 事業実施



労働局に事業実施 結果を報告



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
		1人	3 0 万円	
		2~3人	50万円	
30円コース	30円以上	4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上*	120万円	
		1人	45万円	151 — - 11 1 — 1 5#
		2~3人	70万円	以下の要件を両方満
45円コース	45円以上	4~6人	100万円	たす事業場
		7人以上	150万円	• 事業場内最低賃金
		10人以上*	180万円	と地域別最低賃金
		1人	60万円	の差額が30円以内
		2~3人	90万円	• 事業場規模100人
60円コース	・ス 60円以上	4~6人	150万円	以下
		7人以上	230万円	
		10人以上*	300万円	
	1人	90万円		
		2~3人	150万円	
90円コース	90円以上	4~6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上*	600万円	

- ※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。
 - ①賃金要件:事業場内最低賃金920円未満の事業場
 - ②生産量要件:売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に 比べて、15%以上減少している事業者
 - ③物価高騰等要件:原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率

が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)**です



業務改善助成金(特例コース)のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少し た中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象 に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変 更 前	変 更 後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃 上 げ 対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた 場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2.対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者 の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率*が前年同月に比べ5%ポイント以上低下 した事業者」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率(令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率)
売上高等の 比較対象期間 見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前:令和3年4月から[令和3年12月まで] 見直し後:令和3年4月から [令和4年12月まで] ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の 引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に 引き上げます。

対象となる事業者(事業場) 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上 減少している事業者
 - ・比較する売上高等の生産指標:令和3年4月~令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・比較対象期間:前年、前々年または3年前の同期
 - ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち 任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること 引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後 の賃金額を支払っていること
 - 就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと 生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費(関 連する経費)がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満:4/5 920円以上:3/4

助成対象

A 生産向上等に資する 設備投資等	機械設備*1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など *1:PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両 本体価格200万円以下の自動車なども対象(自動車は乗車定員 11人以上から拡充)
B 業務改善計画に計上された	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設
関連する経費 ^{※2}	など

※2:「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを提出する

・提出先:事業場所在地を管轄する都道府県

労働局 雇用環境・均等部(室)

・締め切り:令和5(2023)年1月31日(火) 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を 終了する場合があります。

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組み を実施

交付決定前に行った設備投資等は助成対象外です。

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払い請求を提出

支給

助成額の上限

引き上げる 労働者数	上限額
1人	3 0 万円
2人~3人	50万円
4人~6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転 資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金 融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署:

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせー

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です



労働関係法令等オンライン説明会のご案内 <令和4年度 下半期>

女性活躍推進法が令和4年7月8日に改正・施行され、労働者301人以上の事業主では、「男女の賃金の差異」の情報公表が必須となりました。また、改正育児・介護休業法の第3弾が令和5年4月1日から施行され、男性の育児休業取得率の公表も始まります。

また、**すべての事業所において、**改正育児・介護休業法による「**産後パパ育休」**や、改正労働施策総合推進法による**職場のパワーハラスメント対策**が適用となっています。

三重労働局では、改正された関係法令や各種助成金についての説明会を以下のとおり、開催いたします。 全日程、**Zoomを使用したオンラインによる開催**で、すべて無料となっておりますので、お気軽にご参加ください。お問い合わせ、お申込みは裏面をご覧ください。

複数回参加可能です。お申込み方法は裏面をご覧ください。下記の()は説明予定時間です。

【第1回】

令和4年10月24日(月) 13:30~15:00

(申込締切:10月17日(月))

○令和4年度各種助成金 (50)

- 業務改善助成金についてく「特例コース」NEW!>
- ・両立支援等助成金について
- ○改正育児・介護休業法に伴う育介規定の整備はお済みですか(30)
- ○三重働き方改革推進支援センターからのお知らせ等(5)

【第2回】

令和4年11月10日(木)

13:30~15:00

(申込締切:11月2日(水))

○改正女性活躍推進法

令和4年7月施行「男女の賃金差異」情報公表の義務化について(60)

○改正育児·介護休業法

令和5年4月施行 男性育休取得率の公表について(20)

○三重働き方改革推進支援センターからのお知らせ等(5)

【第3回】

令和4年11月21日(月)

13:30~15:00

(申込締切:11月14日(月))

○パートタイム・有期雇用労働法 (50)

・均等・均衡待遇に向けた取組について

・短時間・有期雇用労働者の処遇改善と人材育成等

- ○NEWくるみん、プラチナくるみん、プラスマークの認定を取得しよう! (15)
- ○改正女性活躍推進法の概要 (15)

【第4回】

令和4年12月6日(火)

13:30~15:00

(申込締切:11月29日(火))

○総合的ハラスメント対策~相談担当者実務研修~(80)

- ・パワハラ、セクハラ、マタハラ防止措置の概要
- ・相談対応にあたっての留意事項
- ○三重働き方改革推進支援センターからのお知らせ等(5)

【第5回】

令和5年2月3日(金)

13:30~15:00

(申込締切:1月27日(金))

○改正女性活躍推進法

令和4年7月施行「男女の賃金差異」情報公表の義務化について(60)

- ○改正育児·介護休業法
 - 令和5年4月施行 男性育休取得率の公表について (20)
- ○三重働き方改革推進支援センターからのお知らせ等(5)

【主催】 三重労働局 三重県経営者協会 四日市商工会議所 三重働き方改革推進支援センター

三重働き方改革推進支援センターへ、お申込みください。 下記のORコードから、若しくは、センターへメールにてお申込みできます。

▶ (QRJ-ドアドレス) https://forms.gle/VkUskjhmEtXxAdYa7 右のQRJ-ドから申込ができます。申込フォームに必要事項を 記入の上、お申込みください。

申込フォーム QRコード▷

▶ メールにてお申込み。

下記メールアドレスあてに必要事項をご記入の上、お申込みください。 (センターメールアドレス)mie@task-work.com

- ・メールの件名は「オンライン説明会申込み」としてください。
- ・メール内容に、以下について記載してください。
 - ①参加希望回、②返信先メールアドレス、③事業所名・部署
 - ④参加者の氏名、⑤電話番号、⑥従業員数、⑦業種



▶各回開催日の申込締切日(表面に記載)までに、上記の申込フォーム等からお申込みをお願いいたします。

お申込み後の流れ

- 1. 開催日の3日前までに、登録されたメールアドレスあてに、**Zoom**(ウェブ会議システム) の「入室用 URL、ID、パスワード」を、センター(mie@task-work.com)より送信いたします。
 - ※ メールが届かない場合は、三重働き方改革推進支援センターまでお問い合わせください。
- 2. 開催日は、開始時間10分前より、上記1の招待メールに記載するURLをクリックしてご参加ください。
- 3. 当日の説明資料につきましては、登録されたメールアドレスあてに送付いたします。参加者様にてダウン ロードし、ご用意ください。

紙媒体の送付は行いませんのでご了承ください(当日はZoom画面にも資料を映します)。

注 意 事 項

- ▶お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営以外に使用いたしません。
- ▶全日程、Zoomを使用しますが、Zoomに関する使用方法は、本説明会主催者ではお答えして おりませんので、ご了承ください。
- ▶当日は、安定した通信環境でご参加ください。通信環境や回線状況により、音声や映像が乱れる、画面がフリーズする等、ご視聴いただけない場合があります。
- ▶録画、録音、撮影及び資料の2次利用、詳細内容のSNS等への投稿は固くお断りいたします。

説明会の内容に関するお問合せ先

三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎

TEL 059-226-2318

WEB等でのお申込みに関するお問合せ先

三重労働局委託事業

三重働き方改革推進支援センター

フリーダイヤル 0120-111-417 FAX 059-271-6654 E-mail mie@task-work.com

参加者募集中门

動 務 環 境 改 善 の た め の オンラインワークショップのご案内

●対 象:人事労務担当者等 ●参加費:無 料

令和5年4月から中小企業への60時間超の時間外労働に対する割増賃金の引上げが予定されており、各企業においては生産性の向上、時間外労働の削減など一層の働き方改革の取組が求められています。コロナ禍において、働き方・休み方の課題解決や実践につながる情報交換の場としてワークショップを開催します。

実践のヒントを参加者のみなさまとともに考えますので、 「何から取り組めばよいのかわからない」、「取組を一歩 でも前へ進めたい」とお悩みの方は、ぜひご参加ください。



●開催日時·定員

第3回

11月17日(木) 13:30~15:30

定員12名

第4回

12月13日(火) 13:30~15:30

定員12名

※定員に達し次第締め切ります

●ワーク・ショップの内容

6人程度のグループに分かれて、オンラインに て、三重労働局のコンサルタントなどと一緒に、 職場の働き方や休み方の改善に向けた現状、課題、 解決方法について話し合います。 ワークショップに参加された後、取組を進められる場合、ご希望に応じて、改善計画や取組の進め方などについて、専門のコンサルタントが個別に訪問し、支援します。(無料)

●当日のスケジュール

- ○説明「最近の労働関係法令と各種助成金について」
- **〇ワークショップ(テーマ)**
 - 1.労働時間関係

時間外労働の削減、労働時間管理方法など

- 2. コロナ禍における多様な働き方・生産性の向上 テレワーク、勤務間インターバル制度など
- 3.休暇関係

年次有給休暇を取得しやすい職場環境、ワクチン休暇など

※申込方法は裏面をご覧ください。

主 催 : 三重労働局・三重働き方改革推進支援センター

三重働き方改革推進支援センターへ、お申込みください。 QRコードまたは、メールにてお申込みできます___ ... _ ... _

- ▶ QRコードから QRコードを読み取り、申込フォームに必要事項を 記入の上、お申込みください。
- ▶ メールにて

下記メールアドレスあて、必要事項をご記入の上、お申込みください。 (センターメールアドレス)mie@task-work.com

- ・メールの件名は**「ワークショップ申込み」**としてください。
- ・メール内容に、以下について記載してください。
 - ①参加希望日、②返信先メールアドレス、③事業所名・部署
 - ④参加者の氏名、⑤電話番号、⑥従業員数、⑦業種



- ▶各回開催日の1週間前までに、お申込みをお願いいたします。
- ▶お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、本ワークショップの管理運営以外に使用いたしません。
- ▶録画、録音、撮影及び資料の2次利用、詳細内容のSNS等への投稿は固くお断りいたします。

お申込み後の流れ

- 1. 参加されるワークショップ開催の2日前までに、**当日の資料とZoom(ウェブ会議システム)** の「入室用URL、ID、パスワード」を記載した招待メールを、登録されたメール アドレスあてに、センター(mie@task-work.com)より送信いたします。
 - ※メールが届かない場合は、三重働き方改革推進支援センターまでお問合せください。
- ※ 紙媒体での資料送付は行いませんのでご了承ください(当日はZoom画面にも資料を映します)。
- 2. 開催日は、開始時間10分前より、上記の招待メールに記載するURLをクリックしてご参加ください。
 - ▶Zoomに関する使用方法は本ワークショップ主催者ではお答えしておりません。
 - ▶ 当日は、安定した通信環境でご参加ください。通信環境や回線状況により、音声や映像が 乱れる、画面がフリーズする等、ご視聴いただけない場合があります。

ワークショップの内容に関するお問合せ先

三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎

TEL 059-226-2110

WEB等でのお申込みに関するお問合せ先

(厚生労働省三重労働局委託事業)

三重働き方改革推進支援センター

フリーダイヤル 0120-111-417

FAX

059 - 271 - 6654

E-mail

mie@task-work.com

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

事 罠 主 の 皆 様 へ 労働保険の成立手続はおすみですか

厚生労働省では、**11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」**として全国で集中的に取組み、 三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険未手 続事業場を戸別訪問する等により、手続勧奨を行っています。

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」の総称)は政府が管理し、運営する強制保険です。 農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無 にかかわらず成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険

労災保険 (労働者災害補償保険) とは

労働者が業務上の事由、二以上の事業の 業務を要因とする事由又は通勤が原因で負 傷した場合、病気になった場合や不幸にも 死亡された場合に被災労働者や遺族を保護 するため必要な保険給付を行います。

また、労働者の社会復帰促進など、福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を 促進するため必要な給付を行います。

また、労働者の能力の開発や向上等労働 者の福祉の増進を図るための事業も行って います。

している

労働者を雇用していますか?



労働保険の成立手続が必要です

労働保険の成立手続の必要はありません 今後、労働者を雇用した場合は、労働保険の手続が必要です。



(注1) 雇用保険の被保険者とならない場合もあります。

※建設業の現場労災保険については、適用要件が異なります。

※労働保険の成立手続を怠っていると

- 1. 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します
- 2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します(費用徴収制度)
- 3. 事業主の方のための助成金が受けられません

お問合せ先 三重労働局総務部労働保険徴収室 電話:059-226-2100 < 厚生労働省 又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

三重労働局の取組内容

1 ベストプラクティス企業への職場訪問

三重労働局長が長時間労働の削減など過重労働解消に向けて積極的に取り組んでいる企業(ベストプラクティス企業)を訪問し、従業員の皆さんと意見交換を行います。

2 全国一斉の無料電話相談

令和4年11月5日(土)、「過重労働解消相談ダイヤル」(フリーダイヤル:01 20-794-713)を開設し、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

3 取組要請、周知・啓発

長時間労働削減に向け、労働組合や使用者団体に対し、取組を要請するとともに、使用者団体には「しわ寄せ」防止の働きかけも行います。

また、リーフレットの作成、ホームページの活用等により、過労死等防止啓発の 趣旨やキャンペーンの内容を広く周知・啓発します。

4 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場な ど過重労働が懸念される事業場に対し、重点監督を実施します。

5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催(厚生労働省委託事業)

過労死等を防止することの重要性について、国民の関心と理解を深めるため、シンポジウムの開催を予定しています。積極的なご参加をお願いします。

開催日時	令和4年11月21日(月)
	13 : 30 ~ 16 : 00
開催場所	津市アストプラザ
	4 Fアストホール
	(津市羽所町 700 番地アスト津)
定 員	120 名程度(事前申込制)
参 加 料	無料
申込方法・	申込は「過労死等防止対策推進
内容	シンポジウム」で検索して下さい。
	基調講演 山本勲氏 同类 1
	演題 「メンタルヘルスと働き方改革」



割増賃金率引上げが中小企業にも適用されます【命15年4月施行】

時間外労働が月60時間を超える場合にその超えた時間について適用される割増賃金率(50%以上)は、中小企業への適用が猶予されていましたが、この猶予措置は、令和5年3月31日をもって廃止され、令和5年4月1日以降は、中小企業でも、時間外労働が月60時間を超える部分について、50%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

割増賃金の引き上げに合わせて就業規則の 変更が必要となる場合があります。ご確認をお 願いします。「モデル就業規則」の就業規則への 記載例を参考にしてください。

「モデル就業規則」はこちらをご覧下さい。

<掲載HP>

厚生労働省 モデル就業規則



◆改正のポイント 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで) (2023年4月1日から) 月60時間超の残業割増賃金率 月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% 大企業は 50% (2010年4月から適用) ※中小企業の割増賃金率を引き上げ 中小企業は 25% 1か月の時間外労働 1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間 60時間以下 60時間超 60時間以下 60時間超 大企業 25% 50% 大企業 25% 50% 50% 中小企業 25% 25% 中小企業 25%

>2023年4月1日から労働させた時間について、制増賃金の引き上げの対象となります。 (※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、使用する労働者の人数にかかわらず(*)、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務(対象業務)に常時従事する労働者(安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条)

例)メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後6ヶ月以内ごとに1回(安衛則第48条)

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。(安衛法第66条の3)

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。(安衛法第66条の4)

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の5)

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。(安衛法第66条の6)

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

使用する労働者の人数にかかわらず(*)、遅滞なく、安衛則様式第6号の2(歯科健康診断結果報告)により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛法100条)

★ 令和4年10月1日施行。

なお、労働者数50人以上の事業場は、令和4年9月30日以前に実施した歯科健康診断についても、改正前の規則に基づき報告が必要です。

贷 三重労働局・労働基準監督署

歯科健康診断の実施後 結果報告書の提出が必要です

労働安全衛生規則が改正され、有害な業務に従事する労働者に歯科健康診断を 実施したときは、使用する労働者の人数にかかわらず、遅滞なく、安衛則様式 6 号の 2 により、健康診断の結果を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりま せん。(令和 4 年 1 0 月 1 日以降に実施する歯科健康診断)

なお、労働者数50人以上の事業場については、改正前の労働安全衛生規則に 基づき令和4年9月30日以前に実施した歯科健康診断についても、報告が必要 です。

80304		0	12345678
労働保 険番号		在籍労 働者数	前は動かて記入する↑
対象年 9:令和 → □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	年 (月~ 月分)(報告 回目)	健診年月日 9:令	和 1~9年は右介1~9月は右介1~9日は右介
事業の 種 類		事業場の 名 称	
事業場の 所在地 郵便番号()	電話	i ()
健康診断実施機関の名称 健康診断実施機関の所在地			
取扱有害物質・業務內容	物質業務內容		
労働安全衛生法施行令 第22条第3項に掲げる 業務に従事する労働者数	000.0070000	おに詰めて記入する↑	
受診労働者数		右に語のて記入するか	
所見のあつた者の人数		右に結めて記入するか	
産 氏 名 棄 所属機関の名称			

様式のダウンロードについては、準備が整い次第、厚生労働省ホームページに掲載予定です。

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が

導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセス メントの実施義務対象物質が大幅 に増加します※1 2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値 以下とすることが義務付けられます※2

POINT

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT 4

自律的な管理に向けた実施体制 の確立が求められます(化学物質管理者 の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等)

- ※1・・・・国によるGHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
- ※2・・・・厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)が対象
- ※3・・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施



リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります!

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



有害性に関する情報量

約2,900物質 (国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)

国のGHS分類により危険性・有 害性が確認された全ての物質 数万物質

国によるGHS 未分類物質

ラベル・SDSによる伝達**義務**

リスクアセスメント実施義務

ばく露を基準

以下とする義務

ラベル・SDSによる 伝達努力義務

リスクアセスメント実施努力義務

ばく露を最小限度 度にする**義務** ばく露を最小限度 する努力義務

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用 **義務・**努力義務

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第51号)」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質



改下後(順次追加後)

国がGHS分類済 約2900物質 + 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物)に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正·R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖 毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1 に分類された**234物質**が義務対象に 追加。 R4年度中改正・R7年4月施行予定 左記以外のカテゴリーで区分1に分類 された約700物質を義務対象に追加 予定。 R5年度中改正・R8年4月施行予定 健康有害性のカテゴリーで区分2以下 又は物理化学的危険性の区分に分 類された約850物質を義務対象に追 加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にする**ことが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とする**ことが義務付けられます。

ポイント!

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるか**を必ず確認しましょう。その際、推定ツール(CREATE-SIMPLE等)や、実測法(個人ばく露測定、簡易測定法等)を組み合わせて行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント!

濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議 (ACGIH)のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めま しょう。



ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



代替物質 の使用



換気装置等を 設置し稼働



作業方法 の改善



有効な呼吸用 保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存*する**ことが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間(ただし、最低3年間)保存する**ことが義務付けられますまた、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有 害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚·眼刺激性 皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を 引き起こしうる化学物質

ポイント!

化学物質の種類や取扱い内 容により適切な保護具は異 なります。必ず確認しましょう。

- ※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質:義務
- ※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質:努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「想定される用途 及び当該用途における使用 **上の注意**」が追加されます。
- として、重量%の記載が 必要になります。
- 成分の含有量は、原則 「人体に及ぼす作用」を**定期的** (5年以内ごとに1回)に確認・ **更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内 容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合





電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方 がその通知を容易に確認できる方法であれ ば、事前に相手方の承諾を得なくても採用 可能になります。



電子メール の送信



HPのURLや 二次元コード の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし (専門的講習の受講を推奨

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメン トの実施管理、ばく露防止措置の実施 管理や、化学物質の自律的な管理に 関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」 を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的 な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に 基づくばく露低減措置

健康診断結果や それに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に 関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有 害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

-部の業種は除外



改正後

全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、 施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質	ラベル表示や安全データシート(SDS)等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質(リスクアセスメント対象物)が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか?		③ ※令和7 年以降も 順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント 対象物に関する 事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか? 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか? 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか? (保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年) リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか?		② ③ ②、③ ②
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学 物質等への 直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の 製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか? 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか? (明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く)		3 2
	安衛則 第22条	衛生委員会の 付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか?		2,3
	安衛則 第97条の2	がた笠の	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか? 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか?		2
	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント 結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか?(最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント 実施まで)		2
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生 事業場等への 指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画 を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか?		3
	安衛則 第577条の2第 3項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか?(保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年) 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか?(保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年)		3
実施体制の	安衛則 第12条の5	化学物質 管理者	化学物質管理者を選任していますか?		3
	安衛則 第12条の6	保護具着用 管理責任者	(労働者に保護具を使用させる場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか?		3
	安衛則 第35条	雇い入れ時	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか?		3
情報伝達の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	安衛則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3		SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか?		1
	安衛則 第24条の15第2 項·第3項、第 34条の2の5第 2項·第3項		5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に 更新して顧客などに通知していますか?		2
	安衛則 第24条の15第1 項、第34条の2 の4、第34条の	015第 1 4条の 2 34条の 06 SDS通知事項の 追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか? SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか?		3
	904、第34条の 2の6 安衛則		※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。 リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付		
	第33条の2 特化則、有機則、	保管	等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか?		2
	新に別、有機則、 鉛則、 粉じん則	個別規則の 適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることをを知っていますか?		2
	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	作業環境測定結 果が第3管理区分 の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか? 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか?		3
	特化則、有機則、 鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか?		2

(注)施行期日の①~③は以下に対応。

規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。

- ①2022年(令和4年)5月31日(施行済)
- ②2023年(令和5年)4月1日
- ③2024年(令和6年)4月1日



「産後パパ育休(出生時育児休業)が10月1日から施行されました!」 (特別相談窓口等のご案内)

男女とも仕事と育児を両立できるよう、育児・介護休業法が改正され、今年4月から順次 施行されています。

10月からは産後パパ育休(出生児育児休業)や育児休業の分割取得がスタートしています。 改めて社内制度の確認、就業規則の見直し等をお願いします。

また、令和5年4月1日からは育児休業取得状況の公表が従業員1,000人超企業に義務化されます。

三重労働局雇用環境・均等室では特別相談窓口を開設中です。改正法の内容や育児休業に 関するご相談は当局までお問い合わせください。

く改正のポイント>

令和4年 4月1日施行 育児休業を取得しやすい雇用環境整備、個別周知・意向確認の

措置の義務化等

令和4年10月1日施行 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設、育児休業の分割取得 令和5年4月1日施行 育児休業取得状況の公表の義務化(従業員1,000人超企業対象)

<育児休業・産後パパ育休特別相談窓口>

三重労働局雇用環境·均等室 TEL:059-226-2318

受付時間:9:00~17:00(土日祝日及び年末年始を除く)

三重労働局では

育児休業・産後パパ育休 特別相談窓口

を開設しています!

働く人も、会社の担当者も、相談できます。 お気軽にご利用ください。相談無料・プライバシー厳守

女性労働者・男性労働者・中小事業主などからの例えば以下のような相談に対応します。

- 育児・介護休業法の改正内容に ついて知りたい。
- ・就業規則への整備の仕方について聞きたい。
- ・子どもが生まれる社員がいる が、従業員への個別周知 や意向確認はどのように 行うのか?

- ・育児休業制度を取得したいが、会社にどう申出するの?
- ・男性が育児休業を取得しやすく なるという「産後パパ育休」と は何ですか。
 - ・1年契約の社員だが、育児休業は取得 できるの?



改正育児・介護休業法 主な改正のポイント

- 1. 令和4年4月1日から
 - ・育児休業を取得しやすい雇用環境整備、従業員への個別周知・意向確認の措置が事業主の義務となります。
 - ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。
- 2. 令和4年10月1日から
 - 出生直後の時期に柔軟な育児休業を取得できるようになります(「産後パパ育休」)。
 - 育児休業を分割して取得できるようになります。
- 3. 令和5年4月1日から
 - ・(労働者 1,000 人超えの事業主対象) 育児休業取得状況の公表が義務になります。

<育児休業・産後パパ育休特別相談窓口>

6)

三重労働局雇用環境・均等室

TEL:059-226-2318

所在地:津市島崎町 327番2 津第二地方合同庁舎2階

受付時間:9:00~17:00 (±日祝日及び年末年始を除く)

三重労働局ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html



電話・来庁どちらでも

ご相談いただけます。



1 三重さんぽセンター産業保健研修会

【無料】

当センター主催の研修会は、新型コロナウイルス感染予防対策に十分留意の上、定員を制限し開催しております。「産業保健研修会申込み方法及び注意事項等」をご覧いただき、ホームページ(以下「HP」といいます。)からお申込みください。なお、研修会は、「産業医向け研修会(三重県医師会共催、日本医師会認定産業医研修)【単位取得有り】」と「産業保健スタッフ向け研修会【単位取得無し】」に区分していますが、どちらの研修会も職種等に関係なく希望される産業保健スタッフ等の皆様に受講していただけますので是非ご利用ください。

本年度はオンライン研修会(産業保健スタッフ向け【単位取得無し】のみ) を大幅に増やして開催しております。令和4年10月~12月の開催予定は下記のとおりです。HPに掲載の注意事項を必ずお読みいただいた上でお申込みください。オンライン会議ツールは「Zoom」を使用します。



記

【第73回 全国労働衛生週間 特別講演】

● 日 時:10月7日(金)14:00~16:00 特別拡大定員 50人

テーマ: 労働衛生週間に考える

「法改正によるこれからの化学物質管理への対応」

内容: 製造業だけでなく、あらゆる分野で使用されている化学物質について、本年法改正が行

われ、今後どのように対応していけばいいのか? 厚労省の資料をベースに考える。

講 師: 伊能 雅彦 【当センター産業保健相談員、労働衛生コンサルタント等】

● 日 時:11月15日(火)14:00~16:00 定員 30人

テーマ: メンタルヘルス対策における職場復帰支援

講 師: 上住 津恵 【当センター産業保健専門職】

● 日 時:12月9日(金)14:00~16:00 定員 30人

テーマ: 高年齢労働者の安全衛生管理 ~エイジフレンドリー~

講 師: 伊能 雅彦 【当センター産業保健相談員、労働衛生コンサルタント等】

● 日 時:12月13日(火)14:00~16:00 定員 30人

テーマ: 事例から考えるメンタルヘルス活動 カウンセラーは何を見ているの?

講師: 矢野 一郎 【当センター産業保健相談員(カウンセリング担当)】

● 日 時:12月15日(木)14:00~16:00 定員 30人

テーマ: 事業場における治療と仕事の両立支援

講 師: 上住 津恵 【当センター産業保健専門職】

※お申込みはこちらから➡

協力をお願いいたします。

https://www.mies.johas.go.jp/kensyu/categories/staff/



2 メールマガジンの配信、登録

【無料】

利用者の皆様に産業保健に関する新たな情報等をお手元にお届けするため、**毎月1回** 15 日を目途に「三重産保メルマガ」を配信しています。 当メルマガは、日本医師会認定及び産業保健スタッフ向けの研修会案内、産業保健に関する最新情報、産業保健専門職コーナー、イベント案内、労働行政からのお知らせ等利用者の皆様にお役立ていただけるものとなるよう努めています。また、申込者が多い「産業医向け研修会」については、お1人様「1ヶ月間に1研修以内」という制限を設けていますが、メルマガ登録者には「1ヶ月間に2研修以内」と、緩和措置(特典)を設けさせていただいています。特典をご利用の際には、メルマガパスワード」が未記入のものは特典を利用でませんので、ご理解、ごなお、「メルマガパスワード」が未記入のものは特典を利用でませんので、ご理解、ご

配信をご希望の方は、当センターの HP のトップ画面の左側中段にある【メールマガジン】からお申込みいただけますので、是非お申し込みいただき、産業保健活動の情報収集の一つとしてお役立ていただければと存じます。

※お申込みはこちらから➡ https://www.mies.johas.go.jp/merumaga/